

北海道告示第10572号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年4月21日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 みどりの食料システム戦略交付金事業 資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、加工、流通、消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区を創出する取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。								
(1)推進体制整備事業	別記1の1の事業実施主体のとおり	別記1の1の事業実施主体（補助事業者）が推進体制整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 持続的な食料システム構築に関する計画の策定に要する経費 (2) 専門指導員の育成・確保に要する経費	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第214号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(2)有機農業産地づくり推進事業	別記1の2の事業実施主体のとおり	別記1の2の事業実施主体（補助事業者）が有機農業産地づくり推進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の2の事業実施主体（補助事業者）に対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 有機農業実施計画の策定に要する経費 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践に要する経費	定額、2分の1以内（機械リースについては2分の1以内とする。） (1)のうち有機農業実施計画を策定する市町村1カ所当たり1,000万円を補助額の上限とする。また、 (2)については、有機農業実施計画の資金計画を踏まえ、予算の範囲内で補助額を調整する。）	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第214号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては農政部食の安全推進局食品政策課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	

(3)グリーンな栽培体系への転換サポート事業	別記1の3の事業実施主体のとおり	別記1の3の事業実施主体(補助事業者)がグリーンな栽培体系への転換サポート事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の3の事業実施主体(補助事業者)に対しグリーンな栽培体系への転換サポート事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費	定額 (補助額の上限は別記2のとおりとする。)	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体)については農政部食の安全推進局食品政策課)	総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)	
(4)SDGs対応型施設園芸確立事業	別記1の4の事業実施主体のとおり	別記1の4の事業実施主体(補助事業者)がSDGs対応型施設園芸確立事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の4の事業実施主体(補助事業者)に対しSDGs対応型施設園芸確立事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1)SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催に要する経費 (2)マニュアル作成・情報発信に要する経費 (3)環境影響評価の実施に要する経費 (4)新技術の実証に要する経費 (5)省エネ機器設備・資材の導入に要する経費	(1)、(2)、(3)、(4)定額 (5)2分の1以内 (4)に取り組む場合においては、(5)の取組如何に関わらず7,000万円を補助額の上限とし、(5)のみに取り組む場合においては2,500万円を補助額の上限とする。)	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体)については農政部生産振興局農産振興課)	総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)	
(5)スマート農業産地展開支援事業	別記1の5の事業実施主体のとおり	別記1の5の事業実施主体(補助事業者)がスマート農業産地展開支援事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の5の事業実施主体(補助事業者)に対しスマート農業産地展開支援事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費	定額、2分の1以内(機械リースについては2分の1以内とする。) (1事業申請当たり2,500万円を補助額の上限とする。)	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体)については農政部生産振興局技術普及課)	総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)	

(6) バイオマス地産地消の推進事業	別記1の6の事業実施主体のとおり	別記1の6の事業実施主体（補助事業者）がバイオマス地産地消の推進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記1の6の事業実施主体（補助事業者）に対しバイオマス地産地消の推進事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) バイオ液肥散布車の導入に要する経費 (2) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進に要する経費	(1) 2分の1以内 (2) 定額 ((1)、(2)について、1事業申請当たり50万円を補助額の上限とする。)	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第214号様式別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様式別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部別に指示する総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体） あつては農政生産振興局技術普及課	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	
2 農地整備事業（農業経営高度化支援事業） 農業生産基盤整備事業等の実施に伴い、担い手及び中心経営体への農地集積に係る支援等を一体的に実施するため、予算の範囲内で補助する。				農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第51号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その1	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第51号様式 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その1	提出部数 提出期限 提出先 1部別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
(1) 経営体育成型								
ア 高度土地利用調整事業（調査・調整事業）	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人又は特定農業法人が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記3に掲げる場合にあつては、100分の55以内) (別記4に掲げる額を限度とする。)					
イ 中心経営体農地集積促進事業	市町村 土地改良区	市町村又は土地改良区が農業経営高度化促進事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記3に掲げる場合にあつては、100分の55以内) (別記5に掲げる額を限度とする。)					
ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村	市町村が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記3に掲げる場合にあつては、100分の55以内) (別記6に掲げる額を限度とする。)					

(2) 中山間地域型								
ア 高度土地利用調整事業 (調査・調整事業)	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人又は特定農業法人が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記4に掲げる額を限度とする。)					
イ 中心経営体農地集積促進事業	市町村 土地改良区	市町村又は土地改良区が農業経営高度化促進事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記5に掲げる額を限度とする。)					
ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村	市町村が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 (別記6に掲げる額を限度とする。)					
(3) 国営事業促進型 中心経営体農地集積促進事業	市町村 土地改良区	市町村又は土地改良区が農業経営高度化促進事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 (別記3に掲げる場合にあつては、100分の55以内) (別記7に掲げる額を限度とする。)					